

令和7年12月18日
健康福祉部高齢者支援課

報道関係者 各位

介護保険事業者に対する行政処分について

不正等を行った介護保険事業者について下記のとおり処分を行いました。

記

1 事業所の概要

法人名・代表者職氏名 株式会社シンセイ 代表取締役 黒田 正義

サービス種類 訪問介護

事業所名称（住所） 訪問介護事業所 清（山形県東根市野川1318番地）^{ほのか}

2 処分の概要

処分の内容 指定の取消し

介護給付費の返還金額 約1,113万円（※1）

※1 虚偽申請により指定を受けたため、受領した介護給付費については、指定日に遡り、全額返還となる。

処分の理由

（1）虚偽申請

・実際に勤務する予定がない者の名義を記載した「勤務表」を県に提出する不正の手段により指定を受けたこと。

（2）人員基準違反

・常勤専従の配置が必要である管理者及びサービス提供責任者について、令和5年12月から令和7年7月までの期間の一部において、要件を満たしていないこと。

・訪問介護員の員数についても同様に、一部期間において、要件を満たしていないこと。

（3）不正請求

・令和5年12月から令和7年7月までの期間の一部において、実際には勤務していない職員がサービスを提供した記録を作成し、不正に介護報酬を請求・受領したこと。

3 処分日及び処分の効力発生日

（1）処分日 令和7年12月18日

（2）処分の効力発生日 令和8年1月15日（※2）

※2 利用者及び利用者家族に支障を招くことのないよう、代替サービスの利用や他法人施設への入所調整を行った後に、処分の効力を発生させるものです。

4 利用者に係る代替サービスの確保について

現時点での訪問介護事業所による代替サービスを確保できる見込みであり、利用者及び利用者家族に支障のないよう対応しております。

問合せ先：健康福祉部高齢者支援課

事業指導・介護人材育成専門員 齋藤

電話 023-630-3120

広報監 健康福祉部次長 菅原